

関係条文等

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号） **※抜粋**

最終改正：平成二四年三月二七日総務省令第一七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条 及び第五条の二 の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を次のように定める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 対象火気設備等に関する基準（第三条―第十七条）

第三章 対象火気器具等に関する基準（第十八条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（以下「令」という。）第五条 及び第五条の二 の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象火気設備等 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号。以下「法」という。）第九条 に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって、次条に定めるものをいう。

二 対象火気器具等 法第九条に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、第十八条各号に掲げるものをいう。

三 不燃材料 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第二条第九号 に規定する不燃材料をいう。

四 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第一条第五号 に規定する準不燃材料をいう。

五 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。

六 建築物等 令第五条第一項第一号に規定する建築物等をいう。

七 建築設備 建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。

八 配管設備等 建築設備のうち、火を使用する部分及び燃料タンクを除いたものをいう。

九 入力 対象火気設備等の最大の消費熱量をいう。

第二章 対象火気設備等に関する基準

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

一 炉

二 ふろがま

三 温風暖房機

四 厨房設備

五 ボイラー

六 ストーブ（移動式のものを除く。以下同じ。）

七 乾燥設備

八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。）

九 簡易湯沸設備（入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。）

十 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。）

十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）

十二 ヒートポンプ冷暖房機

十三 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。）

十四 放電加工機（加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）

十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）

十六 内燃機関を原動力とする発電設備

十七 蓄電池設備（四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）

十八 ネオン管灯設備

十九 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に

規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)

(火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合)

第四条 令第五条第一項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合とする。

(火災予防上安全な距離)

第五条 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

一 別表第一の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

二 電気を熱源とする対象火気設備等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

三 対象火気設備等の種類ごとに、それぞれ消防庁長官が定めるところにより得られる距離

第三章 対象火気器具等に関する基準

(対象火気器具等の種類)

第十八条 令第五条の二第一項 一の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる器具とする。

一 気体燃料を使用する器具

二 液体燃料を使用する器具

三 固体燃料を使用する器具

四 電気を熱源とする器具

(火災予防上安全な距離)

第二十条 令第五条の二第一項第一号 一の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

一 別表第一の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

三 対象火気器具等の種類ごとに、消防庁長官が定めるところにより得られる距離

別表第一 (第五条、第二十条関係) ※抜粋

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別				離隔距離 (cm)					備考	
				入力	上方	側方	前方	後方		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付きこんろ	14kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4	注 4: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4	
	不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの			使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100	
使用温度が 300℃ 未満のもの				—	100	50	100	50		
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW 以下	100	15	15	15
					卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付こんろ	14kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4

調理器具	不燃以外	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW 以下	100	15	15	15
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW 以下	50	4.5	4.5	4.5
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
	不燃	気体燃料	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW 以下	80	0	—	0	
				卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
		開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW 以下	80	0	—	0
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW 以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW 以下	10	4.5	—	4.5

「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二 (第五条、第二十条関係) ※抜粋

対象火気設備等又は対象火気器具 等の種別			入力	離隔距離 (cm)				備考
				上方	側方	前方	後方	
電気レンジ	不燃以外	4.8kW 以下 (1口当たり 2kW を超え 3kW 以下)	100	2	2	2	注2: 機器本体上 方の側方又は後 方の離隔距離(発 熱体の外周から の距離)を示す。 注3: 電気レンジ でこんろ部分が 電磁誘導加熱式 調理器の場合の 本体上方の側方 又は後方の距離 (発熱体の外周 からの距離)を示 す。	
			—	20 注2	—	20 注2		
			—	10 注3	—	10 注3		
		4.8kW 以下 (1口当たり 1kW を超え 2kW 以下)	100	2	2	2		
			—	15 注2	—	15 注2		
			—	10 注3	—	10 注3		
		4.8kW 以下 (1口当たり 1kW 以下)	100	2	2	2		
			—	10 注2	—	10 注2		
	不燃	4.8kW 以下 (1口当たり 3kW 以下)	80	0	—	0		
			—	0 注2	—	0 注2		
電磁誘導 加熱式調 理器	不燃以外	こんろ 形態の もの	4.8kW 以下 (1口当たり 3kW 以下)	100	2	2	2	
			—	10 注2	—	10 注2		
	不燃	こんろ 形態の もの	4.8kW 以下 (1口当たり 3kW 以下)	80	0	—	0	
			—	0 注2	—	0 注2		

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

火災予防条例（例）

昭和三十六年十一月二十二日
自消甲予発第七十三号消防庁長官

(炉)

第三条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第五条第一項第一号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第三の炉の項に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成十四年消防庁告示第一号）により得られる距離

二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。

五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。

六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

七 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

八 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

十 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第十八号の二イに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。

十一 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋〔がい〕及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮

〔しや〕へいを設けること。

十二 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

十三 削除

十四 熱風炉に附属する風道については、次によること。

イ 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

ロ 炉からイの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから二メートル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ハ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台面上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

十六 削除

十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

イ 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

ロ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ハ 燃料タンクとたき口との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮〔しや〕へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

ニ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の九十パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。（以下、省略）

ホ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床面上に設けること。

ヘ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

ト 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。

チ 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造

とすること。

ヲ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ワ 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

カ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

- 二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
 - 三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。
 - 四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - 五 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
 - 六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮〔しや〕光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 入力三百五十キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 4 前三項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第三十条及び第三十一条の二から第三十一条の五まで（第三十一条の四第二項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定を準用する。

（厨房設備）

第三条の四 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次にイ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。
- ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。
- ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。
- ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。
- ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。
- ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。
- 二 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。
- イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。
- ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有す

る不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ニ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(イ) 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

三 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号から第十四号までを除く。)の規定を準用する。この場合において第三条第三項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(火花を生ずる設備)

第十条 グラビヤ印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。

二 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

三 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。

四 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(変電設備)

第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

三 変電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

三の三 第三号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

五 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。

六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

七 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

八 定格電流の範囲内で使用すること。

九 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

十 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第一項第三号の二及び第五号から第十号までの規定を準用する。

（蓄電池設備）

第十三条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号並びに第十一条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第九号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第三の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

四 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

五 不燃性の床上又は台上で使用すること。

六 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

七 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

八 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

九 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

十 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

十一 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

十二 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

十三 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(気体燃料を使用する器具)

第二十条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第十号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- 二 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。）を準用する。

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

[平成一四年三月六日消防庁告示第一号]

施行 平一五・一・一

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準を次のとおり定める。

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

第一 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第五条及び第二十条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「対象火気設備、器具等」という。）の離隔距離に関する基準を定めるものとする。

第二 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 離隔距離 対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。
- 二 安全装置 対象火気設備、器具等に設けられるその安全を確保する装置であって、対象火気設備、器具等が故障等により異常となった際に、自動的に燃焼部への燃料又は発熱部への電力の供給を遮断し、かつ、当該供給を自動的に再開しない装置又はシステムをいう。
- 三 定常状態 測定する位置における温度上昇が三十分間につき〇・五度以下になった状態をいう。
- 四 通常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の発熱となる運転をいう。
- 五 異常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の発熱となる運転をいう。
- 六 試験周囲温度 対象火気設備、器具等の試験を行う場合の当該対象火気設備、器具等の周囲の温度のことをいう。

七 許容最高温度 通常燃焼の場合又は異常燃焼で安全装置を有しない場合にあつては一〇〇度を、異常燃焼で安全装置を有する場合にあつては次の表の上欄に掲げる対象火気設備、器具等の種別に応じそれぞれ同表の下欄に定める温度をいう。

対象火気設備、器具等の種別	温度
気体燃料を使用するもの	百三十五度
液体燃料を使用するもの	百三十五度
電気を熱源とするもの	百五十度

第三 離隔距離の決定

対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。

- 一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離
- 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離

第四 運用上の注意

- 一 基準周囲温度は、三十五度とする。
- 二 試験周囲温度が基準周囲温度未満の場合においては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により、試験を行うものとする。
- 三 異常燃焼時において、複数の温度制御装置等を有する対象火気設備、器具等については、そのうち一の温度制御装置等のみを無効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。
- 四 異常燃焼時において、複数の安全装置を有する対象火気設備、器具等については、そのうち一の安全装置を有効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。ただし、対象火気設備、器具等が確実に作動する安全装置を有する場合にあつては、当該安全装置を有効とした状態で試験を行う場合に判定される距離により離隔距離を判定することができる。

附 則

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の施行に関する基準を定める省令の施行日（平成十五年一月一日）から施行する。